

タイトル	消費者被害防止月間街頭キャンペーンの実施
実践日	令和元年 12 月 12 日(木) 7時40分～8時10分
場所	JR沼津駅北口及び南口ロータリー周辺
担当	沼津市役所 生活安心課 消費生活センター
	直通 055-934-4841 内線 2269

## 内容

静岡県は毎年12月を「消費者被害防止月間」としており、消費者問題への関心を高めるとともに、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、市町、警察及び各種団体と連携・協力した啓発活動を行っています。これにともない沼津市でも次のとおり街頭キャンペーンを行い、市民に対する啓発を行います。

昨年度に引き続き、若者に向けた啓発を強化するために、沼津市立沼津高等学校の生徒も啓発に参加します。

### (1) 実施内容：

市民に悪質商法関連リーフレットや啓発グッズを配布して、振り込め詐欺、悪質商法などの消費者被害の防止を呼びかけます。

### (2) 場所：

沼津駅北口及び南口ロータリー周辺

### (3) 参加者：

沼津市立沼津高等学校生徒、沼津市消費者協会会員、沼津市消費生活サポーター、沼津警察署生活安全課職員、静岡県弁護士会会員、静岡県司法書士会会員、静岡県東部県民生活センター職員、沼津市生活安心課消費生活センター職員

※沼津市立沼津高等学校生徒は、沼津駅北口のキャンペーンに参加します。

なお、当日の天候が雨天予想の際は不参加となります。



※写真は令和元年5月、消費者月間にあわせて同様に実施した、街頭キャンペーンの様子です。